

令和元年度（2年度採用）小城市職員（建築士）採用試験公告

小城市では、民間企業等での職務経験を通じて培った能力やノウハウを活かして、即戦力として活躍していただける人材登用のため、地方公務員法（昭和25年法律第261号）第17条の2第2項の規定に基づき、令和元年度小城市職員採用試験を次のとおり実施します。

令和元年7月3日

小城市長 江里口 秀次

1 試験区分及び採用予定人員

試験区分	採用予定	職務内容
建築士	1名	建築物の設計・施工管理等の業務に従事します。

2 受験資格

試験区分	要件
建築士	一級建築士免許を有する者で、建設会社、設計コンサルタント等において、建築物及び附帯施設等の設計、積算、施工管理及び監督業務等に従事した職務経験が通算して5年以上ある者（平成31年4月1日現在）

- ※ 試験申込時に資格証等の写しを提出してください。
- ※ 最終合格発表後、職務経験年数の確認のため、職歴証明書等を提出していただきます。
なお、5年以上の職務経験年数が確認できなかった場合は、採用されません。

次の各号に該当する者は受験できません。

- ア 日本の国籍を有しない者
- イ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む。）
- ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで、又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- エ 小城市の職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- オ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法、期日及び場所

試験は、第一次試験の書類選考後に第二次試験を実施することとし、第二次試験は第一次試験の合格者について行います。

(1) 第一次試験

ア 試験の方法

科目	備考
書類選考	受験申込時に提出されたアピールシート、資格証などの実績証等の写しにより総合的に審査します。

イ 第一次合格者発表

令和元年10月上旬（予定）に、合格者を小城市役所に掲示するほか、本人に通知します。

(2) 第二次試験

ア 日時及び会場

令和元年11月中に行う予定です。

日時及び会場は、第一次試験合格者に通知します。

イ 試験の方法

適正検査、作文試験、班別討議及び面接試験等を行います。

(3) その他

受験資格の有無、申込書記載事項の真否について調査します。

4 最終合格者発表

令和元年11月下旬（予定）に小城市役所に掲示するほか、合格者に通知します。

5 給与・福利厚生等

- (1) 高校新卒の場合原則として行政職給料表 1 級 5 号給（現行給料月額149,600円）が支給され、学歴及び職歴により調整されます。

このほか、期末・勤勉手当、時間外勤務手当、通勤手当、住居手当、その他の手当が該当者にそれぞれの支給条件に応じて支給されます。

- (2) 福利厚生として、地方公共団体職員を対象とした各種共済・保険（火災・自動車共済、任意共済等）へ加入できます。

6 受験手続及び受付期間

(1) 申込書等の請求

申込書、アピールシート及び試験案内は、小城市役所総務課及び市民課出張所窓口で交付するほか、市のホームページでダウンロードできます。

郵便で請求する場合は、封筒の表に「採用試験申込書（建築士）請求」と朱書き、必ず140円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（角型 2 号）を同封してください。

(2) 申込先及び申込手続き

申込書及びアピールシートに必要事項を記入し、写真欄に平成31年 4 月以降に撮影した本人の写真を貼り、小城市役所総務課に提出してください。

受験資格の要件を充たすことを証明できる書類の写し（資格等が確認できるもの）を提出してください。

(3) 受付期間

令和元年7月16日（火曜日）から令和元年9月20日（金曜日）まで、土・日曜日・祝祭日を除く午前8時30分から午後5時15分まで受付けます。

※ 郵送の場合は、令和元年9月20日（金曜日）までの消印のあるものに限り受付けます。

7 問い合わせ先

小城市役所 総務部 総務課 人事給与係

〒845-8511

佐賀県小城市三日月町長神田2312番地2

電話：0952-37-6112（直通） 担当：岡本、栗原

※ この試験の実施に伴い御提出いただいた個人情報、採用のためにのみ使用し、それ以外の目的のために使用することはありません。